

感染予防策① 標準予防策(スタンダードプリコーション)

今月と来月の2回に亘り、感染予防策を取り上げます。今回は基本対策である標準予防策についてご説明します。

誰がどのような病原体を持っているかを全て調べ上げる事は不可能です。そこで「全ての湿性生体物質(血液・体液・喀痰・尿・便・膿)には感染症の危険がある」として対処するのが、標準予防策です(唾液・汗・涙液は除きます)。

これにより、①医療・介護従事者の手指を介する患者間の感染を予防し、②医療・介護従事者を病原体から守る、ことができます。湿性生体物質を取り扱う際の具体的な方策は以下の通りです。

1. 手洗いに始まり、手洗いに終わる

①湿性生体物質に素手で触れた場合、②患者さんのケアの前後、③手袋を外した後には、液体石鹸と流水で手洗いを行います。手洗いはペーパータオルで、十分に水気を拭き取ります。水道栓が肘・膝で開閉できないような蛇口の場合は、手を拭いたペーパータオルを使って閉めます。

2. 手袋の使用

湿性生体物質に触れる可能性のある場合や、傷・粘膜に触れる際は、防水性の手袋を着用します。使用後は手袋を外して廃棄し、必ず手洗いを行います(手袋に穴があいている可能性もあります)。

3. マスク・ゴーグル

湿性生体物質が顔面に飛び散る可能性のある時は、サージカルマスクやゴーグルを着用します。

4. プラスチックエプロン

皮膚や衣服が汚染しそうな時は、防水性のプラスチックエプロンを着用します。

5. その他

- 仕事中は手指で顔面に触れないようにしましょう。目・鼻・口の粘膜を汚染する可能性があります。
- 手荒れはハンドクリーム等でスキンケアを行い、手荒れ部位への細菌感染を予防しましょう。
- 床等は特に汚染されない限り、消毒は不要です。血液等で汚染した際は手袋・プラスチックエプロンを着用して、ペーパータオルで拭き取り、次亜塩素酸ナトリウム液で消毒します。使用したペーパータオルは感染性廃棄物として処理します。

※来月は感染経路(接触感染・飛沫感染・空気感染)別予防対策についてご説明します。

御意見・御質問などは石巻保健所健康対策班までお願いします。 電話：0225-95-1430 FAX：0225-94-7104

もっと詳しく知りたい場合は、保健環境センターHP(<http://www.pref.miyagi.jp/hokans/>)を参照してください。